

◆◆小型家電リサイクル事業の取り組みについて◆◆

平成25年4月1日「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことにより、資源の有効利用を図る為、金属のリサイクルに取り組めます。

■実施期間（試行期間）

平成26年4月1日～平成27年3月31日

■回収方法

- ◎ボックス回収・・・回収箱を4箇所（市役所・加茂支所・山城支所・西部出張所）に常設。
- ◎イベント回収・・・環境まつり等のイベントで回収。
- ◎対面回収・・・リサイクル研修ステーションでの対面回収。

■周知方法

木津川市広報（3月号）・啓発チラシ（4月号）
ホームページ

■対象品目（16品目）排出者が持ち込みしやすい小型家電製品

対象品目（「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載）	
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ(モニターを含む)※ ※これらには、タブレット型情報通信端末を含む
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器(DVD-ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤー、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナ、STB)
6	音響機器(MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤー、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器)
7	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	電子血圧計、電子体温計
11	理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)
12	懐中電灯
13	時計
14	ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系トイドイ)
15	カー用品(カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
16	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等)

◆◆資源ごみ収集運搬の禁止について◆◆

市が委託している収集業者以外の者が、資源ごみ等が無断で持ち去る行為が後を絶たない。市民が安心して廃棄物を排出できるよう、木津川市条例及び施行規則を改正し、持ち去り行為を禁止し、パトロールを実施する。

■施行時期

平成26年4月1日～

■持ち去り禁止資源物

家庭から排出された（すべての）一般廃棄物（一般廃棄物処理実施計画）

■行政処分の流れ

口頭指導（事情聴取）

⇒ 収集・運搬禁止命令（命令書）

⇒ 行政処分及び公表（20万円以下の罰金・氏名の公表）

■パトロール体制

木津警察と連携し、青パト車両にて（木津・加茂・山城）月1回実施する。